退職後の医療保険のしくみ（フロー図）

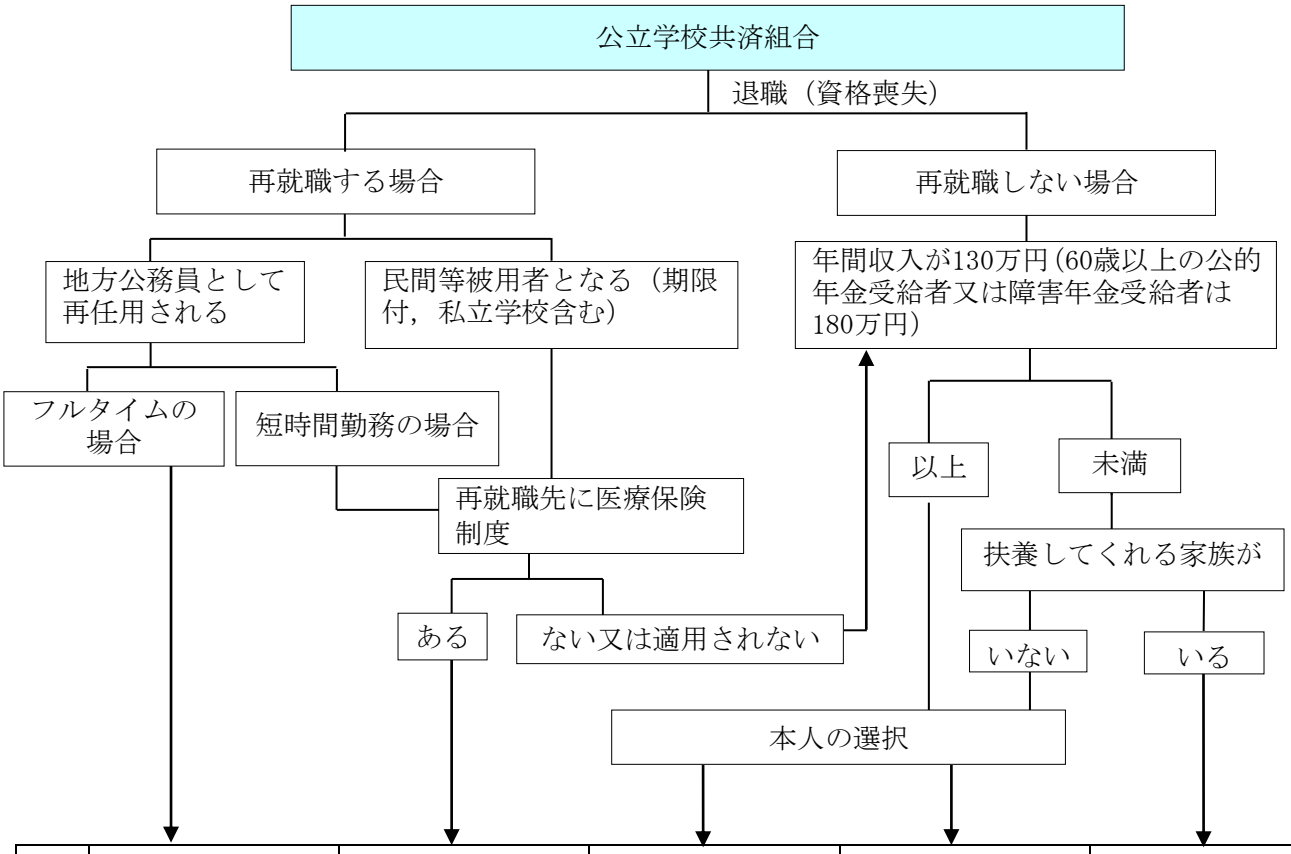

	①	②	③	④	⑤
加入先	公立学校共済組合［一般組合員］	再就職先の健康保険（全国健康保険協会等）	公立学校共済組合［任意継続組合員］	国民健康保険（市町村）	家族が加入する医療保険の被扶養者
手続	所属所で手続をしてください。	手続については就職先にお問い合わせください。	退職の日から20日以内に任意継続組合員申出書を提出してください。	お住まいの市町村国民健康保険担当課へお問い合わせください。	家族の勤務先にお問い合わせください。
医療費自己負担額	加入～69歳　３割 70歳～74歳　２～３割				
	●附加給付あり		●附加給付あり		
備考			●退職日の前日まで組合員期間が１年以上必要です。 ●加入できる期間は２年間です。	●保険料は主として前年の所得をベースに各市町村が決定します。	●被扶養者になることで，家族の保険料が増額になることはありません。 ●被扶養者の認定要件を家族の勤務先に必ず確認してください。